

令和7年第5回大竹市教育委員会

1 開催日時 令和7年5月23日(金) 9時15分開始

2 会場 大竹市役所3階大会議室

3 出席及び欠席委員

教育長	小西啓二	出席
1番	池田良枝	出席
2番	小城和之	出席
3番	市川洋	出席
4番	山田洋子	欠席

4 出席職員

教育次長	柿本剛
総務学事課長	大井一徳
総務学事課	重安千陽
	浅井田展彦
	丸茂宣潔
	榎野直也
	須藤颯太
生涯学習課長	川村恭彦
生涯学習課	松岡文明
	武田宣裕

.....
【開会時刻 9時15分】

小西教育長 定足数に達していますので、これより令和7年第5回大竹市教育委員会会議を開会します。

はじめに、議事録署名委員を指名します。議事録署名委員は、大竹市教育委員会会議規則第15条第2項の規定により、小城委員を指名します。

これより本日の日程に入ります。日程第1「会期の決定について」を議題とします。会期は、5月23日一日限りとします。これに異議ありませんか。

委員一同 異議なし。

小西教育長 異議なしと認めます。よって会期は本日一日間と決定しました。

議案第20号 令和8年度大竹市使用教科用図書の採択基本方針の制定について

小西教育長 日程第2「議案第20号 令和8年度大竹市使用教科用図書の採択基本方針の制定について」を議題とします。事務局から説明を求めます。

事務局 令和8年度に大竹市内の小中学校の特別支援学級に所属する児童生徒が使用する教科用図書を採択するために、基本方針を制定するものです。そのほかの教科用図書については、採択する期間が4年となっているため、小学校は令和5年度、中学校は令和6年度に採択したものを使用することとなります。県が4月22日に制定した基本方針に基づいた大竹市の基本方針を制定する必要があるた

め、議案としています。教科書採択は、採択権者の判断と責任により、綿密な調査研究を踏まえた上で、公正性・透明性に疑念を感じさせることがないように、適切に実施することとあわせ、採択結果やその理由について、保護者や地域住民等に対して説明責任を果たすことが重要であるため、「1 採択の基本方針」として、「(1) 採択の基本」で、本市の児童生徒に最も適切な教科用図書を採択すること、「(2) 適正かつ公正な採択の確保」で、宣伝行為等に左右されず適正かつ公正な採択を行うこと、「(3) 開かれた採択の推進」で、教科書採択において公開する情報について、方針を定めるものです。次に、「2 方法、組織及び手続き」です。これは、教科用図書を採択するための方法や組織、手続きについて定めるものです。「(1) 小・中学校用教科用図書」については、原則令和6年度採択の教科用図書と同一の教科用図書を採択することとなります。「(2) 学校教育法附則第9条第1項の規定による教科用図書」については、特別支援学級に在籍している児童生徒の使用する教科用図書で、その子の実態から検定済教科用図書を使用することが適切でない場合に選定する教科書を採択する方法について定めております。この8月の教育委員会定例会において採択していただくこととなります。

- 小西教育長 これより質疑に入ります。質疑はありますか。
- 池田委員 今年の8月には特別支援学級の教科書のみの採択と捉えていいのでしょうか。
- 事務局 池田委員のおっしゃるとおりです。
- 小城委員 特別支援学級の場合でよくあることが、8月に決めてその後随時必要が生じた時は速やかになっていくと思うのですが、同じようなイメージなのでしょうか。
- 事務局 8月で決定にならない場合は、随時審議していただくこととなります。
- 小西教育長 実際のところ、例年何回かあります。子ども達の実態に応じて随時行います。
- 池田委員 毎年お願いしていてまだ実現していないのですが、星本を8月に見せていただけたらと思います。
- 小西教育長 要望として承ります。
- 市川委員 今の教科書について、教育現場において何か課題が出ているのでしょうか。
- 事務局 今現在では課題等は聞いていません。
- 池田委員 デジタル教科書についてはどうでしょうか。
- 小西教育長 デジタル教科書の活用状況等が分かれば、教えてください。
- 事務局 英語では使用していると聞いています。
- 池田委員 教科書採択はもう実施しているのですが、紙媒体の教科書かデジタルの教科書かの選択について、例えば来年は変えることは可能なのでしょうか。今は英語だけになっているところを、来年は例えば数学と英語にすることは可能なのでしょうか。
- 事務局 また調べてお答えできたらと思います。
- 小西教育長 こちらで研究してまた報告できたらと思います。その他どうでしょうか。
- 委員一同 なし。
- 小西教育長 質疑を終結します。本件を採決します。本件は原案のとおり可決することに異議ありませんか。
- 委員一同 異議なし。
- 小西教育長 異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議案第21号 大竹市総合体育館トレーニングルーム運営要綱の制定について

小西教育長 日程第3「議案第21号 大竹市総合体育館トレーニングルーム運営要綱の制定について」を議題とします。事務局から説明を求めます。

事務局 本市の総合体育館の使用に関しては、大竹市総合市民会館条例及び同施行規則において、使用の許可・制限・取り消しに関することや、使用料、使用時間等を定めておりますが、トレーニングルームに関しては、使用に係る具体的なルール等の運用方法について、市のホームページには掲載しています例規上は明確な規定がありません。そのため本議案の要綱を制定し、条例・規則に定めのない、トレーニングルームの利用に必要な「講習会の受講」や「利用証の交付・更新・失効」「その他の事項」を定め、施設利用に係る適切な運用を図るものです。各条項の内容を簡単に説明します。第1条は要綱の趣旨となります。第2条はトレーニングルームを利用できる者の資格を定めるもので、高校生以上又は15歳以上の者としております。これは、専門的な器具を扱う上での安全面等を考慮し一定の年齢以上に制限するものです。第3条はトレーニングルームを安全に利用していただくとともに、効果的なトレーニング方法を学んでいただくための無料の講習会の受講義務について定めています。講習会は、原則毎月第2火曜日と第1土曜日の2回開催しており、座学と実技合わせて約2時間の受講時間となっています。第4条から第8条まで、講習会を受講した者の利用者登録及び利用証の交付・更新・再交付・廃止、登録の抹消について定めております。利用証の有効期間は3年で、更新なく10年を経過した場合は登録を抹消します。抹消事由については、利用者の死亡等や利用証の返納、登録情報の虚偽、他の利用者の適正な利用を妨げる行為があったときなどを限定列挙するほか、総合市民会館館長が登録を抹消することが適当と認めた場合に抹消ができることとしています。

小西教育長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

小城委員 新たに定めるということによろしいでしょうか。

事務局 過去に内部決裁の起案という形で決定した運用方法を、要綱として正式に明示するため、この度整理させていただきました。

市川委員 トレーニングルームを利用することは体力増強や健康推進にとってもいいと思います。ただ、若い方はいいのですが、高齢者は最初の講習だけでは機器の扱いが分からなくなって、危険な状況になったことがあると聞いたことがあります。高齢者が必死で運動して、そこで倒れてしまうこともあると思います。総合市民会館の事務室からは、総合体育館の奥にあるトレーニングルームの様子が分からないので、監視体制がしっかりとできていないと、倒れたとしても分からないと思います。高齢者などが危険な目に遭わないような体制・安全管理をしておかないといけないと思います。

小西教育長 工夫していること、改善点があれば教えてください。

事務局 トレーニングルームで何かあった場合には直ちに職員が対応する形にしています。常駐のインストラクターがいることが理想ですが、現在トレーニングルームの使用料は、近隣と比較しても非常に低廉で、65歳以上は無料です。インストラクター常駐型にすると、管理コストとのバランスが課題となります。トレーニング講習会は、既に利用証がある方でも、いつでも無料で受講できるので、再受講していただくことも一つの案だと思います。

市川委員 民間では例えば1ヶ月で8,500円かかっていますので、安心・安全を優先しながら進めていったらいいと思います。

事務局 現在、小方に道の駅に併設される新体育館の整備を進めていますが、教育委員会としては、新体育館にトレーニングルームを整備する際、設備の充実と併せてインストラクターの常駐を市長部局に要望しています。

小西教育長 総合市民会館に行くと、トレーニングルームを利用している方がたくさんおられますが、年間どれくらいの方が活用していますか。

事務局 令和5年度の延べ利用者数は約17,000人です。令和6年度はもう少し増えていると思います。令和4年度は約15,000人でしたので、新型コロナの影響が徐々に解消し、増加傾向にあります。

小西教育長 活用していただいていることは非常に良いことなので、市民の皆様が有効に活用できるように取り組んでいけたらと思います。

池田委員 第2条に「高校生以上又は15歳以上」とダブルで書いてある意味はあるのでしょうか。「15歳以上」だけでもいいのではと思うのですが。

事務局 「高校生以上」の書き方だと拾えない年齢層があるため、年齢を併記しています。

池田委員 それであれば、「15歳以上」だけで良いと思います。中学生でも15歳になれば利用できるのでしょうか。

事務局 実際の運用は高校生からとしています。

小西教育長 「高校生以上相当の年齢」が対象ということであれば、正確な規定となるよう、生涯学習課で文言を検討してみてください。その他どうでしょう。

委員一同 なし。

小西教育長 質疑を終結します。本件を採決します。本件は原案のとおり可決することに意義ありませんか。

委員一同 異議なし。

小西教育長 異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議案第22号 大竹市社会教育施設等の優先確保に関する要綱の一部改正について

小西教育長 日程第4「議案第22号 大竹市社会教育施設等の優先確保に関する要綱の一部改正について」を議題とします。事務局から説明を求めます。

事務局 本要綱は、本市の社会教育施設等を大会やイベント、地域の文化・スポーツ活動等のために使用する際、早めに施設を予約できるようにするための「優先確保」に係る基準や手続について定めたものです。今回改正する箇所は別添資料としてお配りした、申請書の様式の押印欄の削除です。現在市では、各種申請に係る様式の申請者の押印欄を全庁的に廃止していますが、本要綱に定める申請書様式の押印欄が廃止されずに残っておりまして、これを削除し様式を改正するものです。

小西教育長 これより質疑に入ります。質疑はありますか。

委員一同 なし。

小西教育長 質疑を終結します。本件を採決します。本件は原案のとおり可決することに意義ありませんか。

委員一同 異議なし。

小西教育長 異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

小西教育長 以上をもって、本日の日程は全て終了しました。

なお、本日の会議の議事録を作成するに当たり、各議題の審議内容について

て、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を会議の議長に委任されたいと思います。異議ありませんか。

委員一同
小西教育長

異議なし。

異議なしと認めます。よって、字句、数字、その他の整理は、議長である教育長で行います。

これにて、令和7年第5回大竹市教育委員会会議を閉会します。

【閉会時刻 9時40分】

.....